

大口町告示第69号

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年6月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱（平成26年大口町告示第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「、受託事業受け取り事務費の3分の2及び労働者派遣事業受託収益金」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

(新)

別表（第2条及び第3条関係）

区分	種目	対象経費	補助基準額	補助率
運営費	人件費	略	左欄に掲げる経費のうち、町長が必要と認める額から、愛知県シルバー人材センター連合交付金を控除した額	略
	事業費	略		

(旧)

別表（第2条及び第3条関係）

区分	種目	対象経費	補助基準額	補助率
運営費	人件費	略	左欄に掲げる経費のうち、町長が必要と認める額から、愛知県シルバー人材センター連合交付金、 <u>受託事業受け取り事務費の3分の2及び労働者派遣事業受託収益金を</u> 控除した額	略
	事業費	略		